

優良建設工事表彰における加算点について

広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰実施要綱第4条第1号に定める、令和8年度以降の優良建設工事表彰における加算点の要件は次のとおりです。

各加算項目に該当する場合は、広島市ホームページ「広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰制度」に掲載している申請様式に加え、実施状況が確認できる書類を提出してください。

加算点一覧

分野	担い手育成・確保に資する取組み				生産性向上に資する取組み
項目	若手育成	女性の活躍	処遇改善 担い手確保	建設業界の 魅力向上	ICT活用
0.5 点	・【企】対象年度に完了した公共工事において、専任を要しない期間を除いた全期間、若手技術者(開札日において満年齢40歳以下・監理・主任技術者)を配置した。	・【企】対象年度とその前年度に完了した公共工事において、専任を要しない期間を除いた全期間、女性技術者(監理・主任技術者)を配置した。	・【企】対象年度に完了した公共工事において、建設キャリアアップシステムを活用した。	・【企】対象年度とその前年度に、広島市内の大学・短期大学・高等学校等が実施するインターンシップを受入れた。 ・【企】対象年度とその前年度に完了した公共工事において、地元住民や児童・学生等を対象とした現場見学会を開催しイメージアップに努めた。	・【企】対象年度とその前年度に完了した公共工事において、ICT活用工事に取り組んだ(簡易型含む)。
1.0 点			・表彰対象工事において、建設キャリアアップシステムを活用した。	・表彰対象工事において、地元住民や児童・学生等を対象とした現場見学会を開催しイメージアップに努めた。	・表彰対象工事において、ICT活用工事に取り組んだ(簡易型)。
2.0 点	・表彰対象工事において、専任を要しない期間を除いた全期間、若手技術者(開札日において満年齢40歳以下・監理・主任技術者)を配置した。	・表彰対象工事において、専任を要しない期間を除いた全期間、女性技術者(監理・主任技術者)を配置した。			・表彰対象工事において、ICT活用工事に取り組んだ。

※各項目で、取組みが複数になる場合、いずれか1つを申請すること。

※【企】：企業の取組(各項目において、共同企業体の場合は構成員ごとの実績とする。)

※自己採点表に記入すること。小数第1位以下は切り捨てとする(例 88.9点→88点)。

※対象年度とは、表彰年度の前年度とする。

※公共工事とは国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。

※上表における取組みを実施しておらず、加算点が0点の場合でも、工事検査成績評定点が選定基準B以上であれば表彰の対象とする。

※今後、加算点一覧を適宜見直すこととしている(広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰審査委員会にて審査)。

加算点一覧の改正は年度末に公表し、翌々年度に反映することを基本とする。

1 担い手育成・確保に資する取組み

○若手育成

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事又は対象年度に完了した公共工事において、専任を要しない期間を除いた全期間にわたって従事し、開札日において満年齢40歳以下の者（監理技術者又は主任技術者）とする。表彰対象工事においては、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・専任を要しない期間とは次のいずれかの場合とする
 - ① 工事着手日選択型契約方式における技術者の配置が不要な期間
 - ② 工事の全部を一時中止している期間
 - ③ 専任を要しないことについて、受発注者間で書面により明確になっている期間
- ・各加算点について
 - ① 企業の取組として、対象年度に完了した公共工事において従事した場合は0.5点
 - ② 表彰対象工事において、従事した場合は2.0点

(2) 提出書類

- ・技術者が専任を要しない期間を除いた全期間にわたって従事したことが確認できる書類及び開札日が確認できる書類
 - ① CORINSによる証明書
 - ② 専任を要しない期間について受発注者間で取り交わした書類の写し(該当がある場合)
 - ③ 開札日が確認できる書類
 - ④ その他証明できる書類(①によらない場合)
 - ・年齢の要件が確認できる、次のいずれかの書類の写し
 - ① マイナンバーカード
 - ② パスポート
 - ③ その他、公の機関が発行した書類
- ※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。

○女性の活躍

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事又は対象年度とその前年度に完了した公共工事において、専任を要しない期間を除いた全期間にわたって従事した女性技術者（監理技術者又は主任技術者）とする。表彰対象工事においては、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・専任を要しない期間とは次のいずれかの場合とする
 - ① 工事着手日選択型契約方式における技術者の配置が不要な期間
 - ② 工事の全部を一時中止している期間
 - ③ 専任を要しないことについて、受発注者間で書面により明確になっている期間
- ・各加算点について
 - ① 企業の取組として、対象年度とその前年度に完了した公共工事において従事した場合は0.5点
 - ② 表彰対象工事において、従事した場合は2.0点

(2) 提出書類

- ・技術者が専任を要しない期間を除いた全期間にわたって従事したことが確認できる書類

- ① CORINS による証明書
- ② 専任を要しない期間について受発注者間で取り交わした書類の写し(該当がある場合)
- ③ その他証明できる書類(①によらない場合)

・性別の要件が確認できる、次のいずれかの書類の写し

- ① マイナンバーカード
- ② パスポート
- ③ その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。

○処遇改善・担い手確保

(1) 共通事項

- ・対象年度に完了した公共工事において、建設現場に建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）のカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理で「CCUS の活用」をした場合とする。
- ・各加算点について
 - ① 企業の取組として、対象年度に完了した公共工事において活用した場合は 0.5 点
 - ② 表彰対象工事において、活用した場合は 1.0 点

(2) 提出書類

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者 ID 通知の写し等）
- ・活用現場でカードリーダーの設置状況等（標準 API 連携認定システムの場合はその明示写真）、使用状況（標準 API 連携認定システムの場合は端末からの発信状況）が確認できる写真（2、3 枚程度）
- ・CCUS から出力した帳票 2-2 等（就業履歴一覧等：表彰対象工事において CCUS を活用したことが分かる資料（現場名・元請け会社・協力会社・技能者・就業履歴期間）の一部（2、3 枚程度）

○建設業界の魅力向上

(1) 共通事項

- ・対象年度とその前年度に、企業として広島市内に所在する大学、短期大学、高等学校等が実施するインターンシップを受入れた場合とする（中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験を、受け入れた場合も含む）。
- ・表彰対象工事又は対象年度とその前年度に完了した公共工事において、地元住民や児童・学生等を対象に現場見学会を開催した場合とする（発注者主催も含む）。ただし、発注者に無断で実施したものは認めない。
- ・各加算点について
 - ① 企業の取組として、対象年度とその前年度に、インターンシップ（職場体験含む）を受入れた場合、又は公共工事において現場見学会を実施した場合は 0.5 点
 - ② 表彰対象工事において、現場見学会を実施した場合は 1.0 点

(2) 提出書類

- ・インターンシップの受入れは、広島市内に所在する大学、短期大学、高等学校等のインターンシップ実習生を受入れたことを証明する次のいずれかの資料（受入れ期間や実習内容、参加する実習生

の情報等が明記されたもの)とする。

ア) 学校との間で締結したインターンシップの受入りに係る覚書、契約書等の写し

イ) 実習性の受入りに係る依頼文書、電子メール又は就職活動サイト等の画面の写し

※上記資料に、受入れ期間等の詳細が記載されていない場合は、受入れ期間や実習内容、参加する実習生の情報等が明記された資料を別途添付すること。

- ・ 中学校等の職場体験は、広島市内に所在する中学校等からの職場体験の受入りに係る依頼文書の写し（企業側の受入れを確認した後送付される、実施日や参加する学年等が明記された依頼文書）

※留意事項

- ・ 企業側の受入れの了承について不明確なもの（教育機関から事前に送付される照会文書等）は、職場体験及びインターンシップの受入れを証明できる資料として認めない。
- ・ 学生等が企業へ出向いて就業体験を実施したことが確認できないもの（不特定多数の学生に対して行う就職説明会等）は、評価対象としない。
- ・ 企業名が記載されていない資料のみが提出された場合は、評価対象としない。
- ・ 現場見学会は、実施に関する報告書（要発注者確認欄）又は、発注者が関わったことが確認できる新聞記事や雑誌等の写し（創意工夫による報告書は認めない（広島市発注工事の場合で、発注課・担当者に確認できた場合のみ認める））

2 生産性向上に資する取組み

○ICT活用

(1) 共通事項

- ・ 表彰対象工事又は対象年度とその前年度に完了した公共工事において、各発注者が定めたICT活用工事に係る要綱、要領等（本市においては「ICT活用工事（土工）実施要領」又は「ICT活用工事（舗装工）実施要領」）に基づく「ICT活用工事」又は「簡易型ICT活用工事」を実施した場合とする。なお「ICT活用工事」、「簡易型ICT活用工事」の区分については、本市のICT活用工事実施要領（土工又は舗装工）に準じて申請すること。
- ・ 発注者に無断で実施したものは認めない。
- ・ 各加算点について
 - ① 企業の取組として、対象年度とその前年度に完了した公共工事において「ICT活用工事」又は「簡易型ICT活用工事」を実施した場合は0.5点
 - ② 表彰対象工事において、「簡易型ICT活用工事」を実施した場合は1.0点
 - ③ 表彰対象工事において、「ICT活用工事」を実施した場合は2.0点

(2) 提出書類

- ・ ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施したことが確認できる工事成績評定通知書等、規模及び内容等の記載されたCORINSによる証明書又はICT施工が確認できる変更契約書（写）及び変更設計書（写）
- ・ 上記の工事成績評定通知書等又はCORINSによる証明書等で確認できない場合の提出書類は次のとおり
 - ① 工種の着手前の施工計画書該当ページ（写）（要発注者確認欄：表紙、計画工程表、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画、起工測量に関する内容等）及び実施状況が確認できる報告書（写）（要発注者確認欄：写真：各段階で2、3枚程度、データ抜粋等）
 - ② その他ICT施工が確認できる書類（要発注者確認欄）